

資産活用のヒントをお届けします

資産活用通信

発行 **ベイヒルズ 税理士法人**



〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1
KDX横浜ビル 6階

2019年1月
第252号

TEL : 045-450-6701
FAX : 045-450-6706
HP : <http://www.bayhills.co.jp>

自宅でも確定申告できる時代に！

いよいよ確定申告シーズンに突入！

まもなく、2018（平成 30）年分所得税の確定申告が始まります。実際には、「2月18日から3月15日まで」が確定申告の期間です。駅・大きな会場の確定申告相談コーナー、税理士会の無料相談コーナーは、税務署より一足早く2月上旬から開設され、年金所得者などからの相談で賑わっています。

税務署の相談コーナーは平日のみの対応ですが、合同会場や一部の税務署では平日に時間のとれない方向けに日曜日も受け付けるとか。

合同会場を設ける税務署などの詳細は国税庁HPで確認できます。

相談にしても、申告書の提出でも、会場が空いている2月18日より前がお勧めです。特に、医療費控除などで所得税を還付してもらうケース（＝還付申告）なら、一刻も早く提出された方がよいでしょう。

早く還付申告書を提出するほど、キャッシュバック（還付）も早くなります。

税務署に行かなくとも、確定申告OK!?

確定申告シーズンは、税務署では署員総出で確定申告の相談に対応しており、できることなら相談者数は減らしたいはず。その対策の一環で、国税庁では、インターネット番組や動画などで税務署に行かなくてもインターネット経由で“自分で”確定申告できるよう、事細かに案内しています。

また、マイナンバー制度の導入で、2016年分確定申告から“申告書へのマイナンバーの記載と本人確認のための書類の提示”が必要になりました。こうしたマイナンバー制度に伴う税務手続きの変更点なども下記の動画サイトでは詳しく説明しています。

具体的には、下記動画サイトでご確認ください。

●国税庁動画サイト

【マイナンバー関連版】（PC版/スマホ版）へ
【インターネット利用サービス版】（PC版/スマホ版）へ

【所得税（確定申告等）に関する情報版】（PC版/スマホ版）へ

こんな方は確定申告を忘れずに！

年収2千万円以下のサラリーマンは会社での年末調整手続きですべてが終わり、通常は確定申告が不要です。また、年400万円以下の厚生年金などの公的年金所得者も所得税の還付を受けるケースを除き、原則、確定申告は必要ありません。（住民税の申告は必要となるケースも）。

こうした確定申告手続きが必要ない方々でも、★保険の満期金を受け取った、★医療費控除をとりたい、★株式などの譲渡損（3年繰越可能）を繰越しておきたい、★不動産を売って利益が出たようなケースなどでは確定申告が必要になりますので、お忘れなく！

出典：43NAVI(株)コンサルティング・アルファ

ー 確定申告無料相談会のご案内 ー

【不動産等の譲渡・贈与の相談日】1月15日(火),22日(火),29日(火),2月5日(火),12日(火),19日(火),26日(火),3月5日(火)

【その他税金の一般的な相談日】1月24日(木),2月7日(金),14日(木),21日(木),28日(木),3月7日(木)

【場所】ベイヒルズ税理士法人 【時間】10:00～17:00 【費用】無料(1時間以内)

※無料相談会は事前予約制となっております。お申込みは [0120-676-372](tel:0120-676-372) までお電話ください。

開講間近!!
受講料改定!!

タナベ経営共催 経営塾 BAYHILLS FCC Academy(全5回)開催のご案内

テーマ:『2020を勝ち抜く中期経営計画を策定せよ』

第一回 創業の原点と自社の存在価値

- 日 時：平成31年1月22日(火) 13:00～17:00
- 会 場：KDX横浜ビル地下1階セミナールーム 横浜市神奈川区栄町1-1
- 講 師：(株)タナベ経営(東証1部上場)ステージアップコンサルティング部 担当本部長 三浦保夫氏
- 受 講 料：第1回目無料。第2回目～第5回目 お一人様 ¥100,000(税別)、2名様以降 ¥50,000(税別)

※詳細、お申し込みは [ベイヒルズ 経営戦略セミナー](http://www.bayhills.co.jp) とウェブ検索、又は [045-450-6701](tel:045-450-6701) 担当:MAS課 加茂・小川まで